

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 7月31日

【会社名】 アズワン株式会社

【英訳名】 AS ONE CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井内 卓嗣

【本店の所在の場所】 大阪市西区江戸堀二丁目 1番27号

【電話番号】 06(6447)1210

【事務連絡者氏名】 常務取締役 コーポレート本部長 小野 元孝

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区江戸堀二丁目 1番27号

【電話番号】 06(6447)1210

【事務連絡者氏名】 常務取締役 コーポレート本部長 小野 元孝

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 224,316,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 アズワン株式会社 東京オフィス
(東京都中央区日本橋浜町二丁目12番4号)

アズワン株式会社 横浜支店
(横浜市港北区新横浜二丁目6番地3)

アズワン株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区錦二丁目2番13号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	40,200株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成29年7月31日開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	40,200株	224,316,000	
一般募集			
計(総発行株式)	40,200株	224,316,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位(株)	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
5,580		100	平成29年8月16日		平成29年8月16日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の株式総数引受契約を締結しない場合は、当該株式に係る割当は行われなないこととなります。
4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の株式総数引受契約を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払込みするものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
アズワン株式会社 総務部	大阪市西区江戸堀二丁目1番27号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 天六支店	大阪府大阪市北区天神橋七丁目1番24号

3 【株式の引き受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取金額(円)
224,316,000		224,316,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式の処分は、株式給付信託(取締役向け)及び株式給付型E S O P信託の導入に際し設定される信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)に対し、第三者割当による自己株式処分を行うものです。

株式給付信託(取締役向け)は、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社の業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い報酬制度であることより導入いたします。また、株式給付型E S O P信託は、当社の社員を対象とした新たなインセンティブ・プランの一環として当社の株式を給付し、当社の株価や業績の向上と当社社員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への社員の意欲や士気を高めることを目的として、導入いたします。

本自己株式処分により調達する資金224,316,000円については、払込期日以降順次、全額を払込期日以降の諸費用支払い等の運転資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)
本店の所在地	東京都中央区晴海一丁目8番11号 (晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーY)
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 桑名 康夫
資本金	51,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る信託業務・銀行業務
主たる出資者及びその出資比率	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社：66.66% 株式会社りそな銀行：33.33%

(注) 当社と株式会社りそな銀行で信託契約を締結いたしますが、株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が再信託受託者となり金銭を信託する相手先となりますので、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)を割当予定先として記載しております。

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の出資者である株式会社りそな銀行とは、銀行取引、信託銀行取引があります。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成29年7月31日現在のものであります。

株式給付信託(取締役向け)及び株式給付型E S O P信託の内容

割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)は、当社と株式会社りそな銀行との間で当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者(再信託受託者を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)とする信託契約を締結することによって設定される信託口であります。また、株式給付信託(取締役向け)に係る信託契約を株式給付信託(取締役向け)契約といい、株式給付E S O P型信託契約に係る信託契約を株式給付型E S O P信託契約といいます。

1. 株式給付信託(取締役向け)

(1) 概要

株式給付信託(取締役向け)は、あらかじめ当社が定めた取締役株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の取締役(社外取締役を除く)に対し、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、当社株式と併せて「対象財産」といいます。)を給付する仕組みです。

当社は、対象となる取締役に対し、役位及び中期経営計画の達成に応じて各事業年度にポイントを付与し、原則として取締役が退任し、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた対象財産を給付します。取締役に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

株式給付信託(取締役向け)の導入は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。

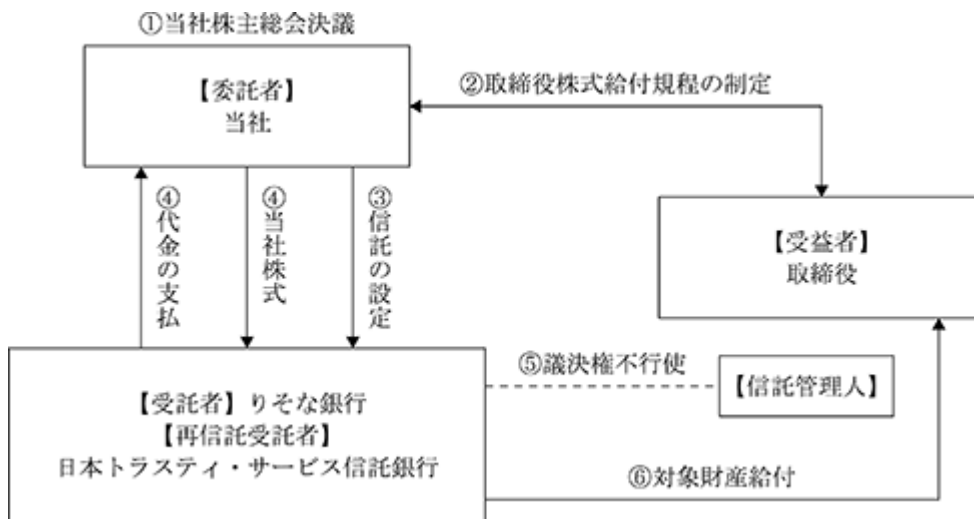
当社は、取締役株式給付規程に基づき取締役に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、株式会社りそな銀行(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(以下、「信託銀行」といいます。))に金銭を信託します。信託銀行は、取締役株式給付規程に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当により取得します。第三者割当については、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と当社間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される募集株式の総数引受契約に基づいて行われます。

議決権行使については、信託の当社経営からの独立性を確保するため一律不行使とします。なお、信託管理人には、当社と利害関係を有しない第三者が就任します。

(2) 対象者

当社の取締役(社外取締役を除く)とします。

(3) 株式給付信託(取締役向け)の運営に伴う信託の設定



当社は株式給付信託(取締役向け)の導入に関して第56回定時株主総会において株式給付信託(取締役向け)に係る取締役報酬の承認決議を得ました。

当社は株式給付信託(取締役向け)の導入に関して取締役会において株式給付信託(取締役向け)に基づく株式給付に係る取締役株式給付規程を制定しました。

当社は上記の第56回定時株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、株式給付信託(取締役向け)の対象取締役を受益者候補とする株式給付信託(取締役向け)を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加して信託することができるものとします。

株式給付信託(取締役向け)は、上記で信託された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式の処分)から取得します。

株式給付信託(取締役向け)内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。信託期間中、上記の取締役株式給付規程の定めにより、対象取締役へ役位及び中期経営計画の達成によってポイントが付与されます。退任時等、取締役株式給付規程に定める一定の要件を満たす対象取締役に対して、付与されたポイントに応じた数の対象財産を給付します。

(4) 株式給付信託(取締役向け)の概要

名称	: 株式給付信託(取締役向け)
委託者	: 当社
受託者	: 株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
受益者	: 対象取締役のうち、受益者要件を満たす者
信託管理人	: 当社と利害関係を有しない第三者
締結日	: 平成29年8月16日(予定)
金銭を信託する日	: 平成29年8月16日(予定)
信託の期間	: 平成29年8月16日(予定)から信託が終了するまで

2. 株式給付型E S O P信託

(1) 概要

株式給付型E S O P信託は、あらかじめ当社が定めた社員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の社員に対し、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、当社株式と併せて「対象財産」といいます。)を給付する仕組みです。

当社は、対象となる社員に対し、階層及び中期経営計画の達成に応じて各事業年度にポイントを付与し、一定の要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、確定ポイント数に応じた対象財産を給付します。社員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

株式給付型E S O P信託の導入は、当社の株価や業績の向上と当社社員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への社員の意欲や士気を高めることを目的としています。

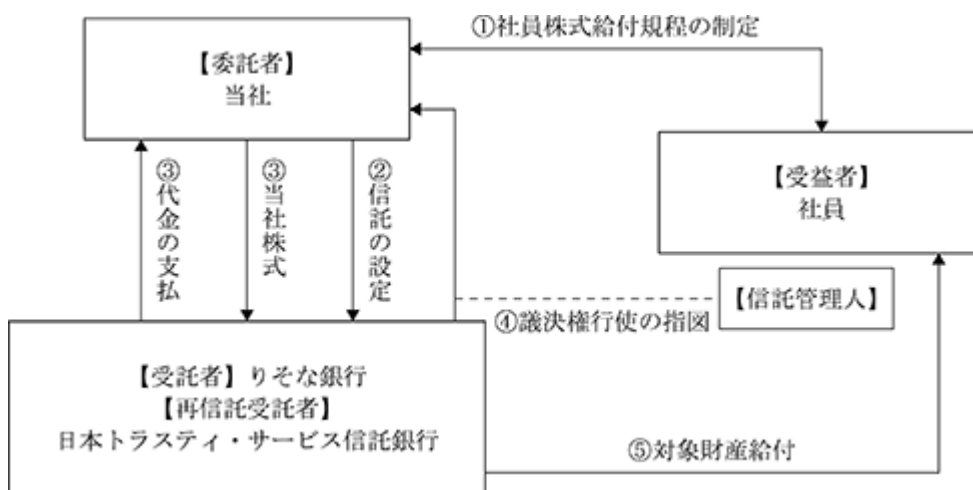
当社は、社員株式給付規程に基づき社員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、信託銀行に金銭を信託します。信託銀行は、社員株式給付規程に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当により取得します。第三者割当については、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される募集株式の総数引受契約に基づいて行われます。

信託財産である当社株式についての議決権行使は、信託管理人が信託契約に定める「議決権行使ガイドライン」に従って信託銀行に対して議決権行使の指図を行い、信託銀行はその指図に従い議決権行使を行います。なお、信託管理人には、当社の社員が就任する予定です。

(2) 対象者

当社の社員とします。

(3) 株式給付型E S O P信託の運営に伴う信託の設定



当社は、株式給付型E S O P信託契約に基づく社員株式給付規程を制定しました。

当社は、金銭を信託し、社員を受益者候補とする株式給付型E S O P信託を設定します。

株式給付型E S O P信託は、上記で信託された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式の処分)から取得します。

受託者は、信託管理人の指図に基づき、当社株式の議決権を行使します。

信託期間中、上記の社員株式給付規程の定めにより、株式給付型E S O P信託の対象者の社員にポイントが付与されます。社員株式給付規程に定める一定の要件を満たす社員に対して、付与されたポイントに応じた対象財産を給付します。

(4) 株式給付型E S O P信託の概要

名称	: 株式給付型E S O P信託
委託者	: 当社
受託者	: 株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
受益者	: 社員のうち、受益者要件を満たす者
信託管理人	: 当社内の社員より選定
締結日	: 平成29年8月16日(予定)
金銭を信託する日	: 平成29年8月16日(予定)
信託の期間	: 平成29年8月16日(予定)から信託が終了するまで

c 割当予定先の選定理由

当社は、円滑な導入や導入後の事務体制や過去の実績、本信託に係る事務コスト等を他社比較等も含めて総合的に勘案した結果、株式会社りそな銀行からの提案を受けた株式給付信託(取締役向け)及び株式給付型E S O P信託を導入することといたしました。

また、当社は機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を行ってまいりましたが、その自己株式を株式給付信託(取締役向け)及び株式給付型E S O P信託での有効活用のため自己株式の割当を行うこととしました。

これらの経緯を踏まえ、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者として株式給付信託(取締役向け)契約及び株式給付型E S O P信託契約を締結した上で、当社が、受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)を割当予定先として選定したものであります。

d 割り当てようとする株式の数

40,200株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)は、本自己株式処分により取得する当社株式を、株式給付信託(取締役向け)契約及び株式給付型E S O P信託契約に基づき、信託期間内において当社株式を受益者に給付するために保有するものです。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社から信託銀行へ信託する当初信託金をもって、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、株式給付信託(取締役向け)契約案及び株式給付型E S O P信託契約案により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人または受益者代理人の指図に従います。

株式給付信託(取締役向け)では、信託管理人には、当社と利害関係を有しない第三者が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。また、当社株式に係る議決権は信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

また、株式給付型E S O P信託では、信託管理人には、当社の社員が就任します。議決権の行使は、「個別議案に対する社員の意識調査に従った議決権を行使する方法」を採用しており、信託管理人が社員の意見を集約し信託銀行に対して議決権指図を行い、信託銀行はかかる指図に従い議決権行使を行います。

なお、割当予定先が暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先のホームページ等の公開情報に基づき調査を行い、同社の倫理憲章の一つとして「反社会的勢力への冷静かつ信念を持った毅然とした対応」が掲げられ、その取組に問題がないことを確認しました。これにより、割当予定先が特定団体等には該当せず、かつ、特定団体等と何ら関係を有していないと判断しております。なお、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分は、株式給付信託(取締役向け)及び株式給付型E S O P信託の導入を目的として行います。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議(以下、「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日(平成29年7月28日)の終値である5,580円といたしました。

これは、直近の株価を採用することで、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためであります。

当該価額は、本取締役会決議日の直前1カ月間(平成29年6月29日から平成29年7月28日)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である5,431円(円未満切捨て)からの乖離率は2.7%、本取締役会決議日の直前3カ月間(平成29年5月1日から平成29年7月28日まで)の終値の平均値である5,361円(円未満切捨て)からの乖離率は4.1%、同直前6カ月間(平成29年1月30日から平成29年7月28日まで)の終値の平均値である5,150円(円未満切捨て)からの乖離率は8.3%となっており、これらを勘案した結果、特に有利な処分価額には該当せず、合理的なものと判断いたしました。

上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名(うち2名は社外監査役)全員が、特に有利な処分価額に該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、取締役株式給付規程及び社員株式給付規程に基づく付与予定株式総数であり、平成29年3月31日現在の発行済株式総数に対し0.19%(小数点第3位を四捨五入。平成29年3月31日現在の総議決権個数189,376個に対する割合0.21%)となりますが、取締役株式給付規程及び社員株式給付規程に基づく株式の給付は、取締役の退任及び社員の退職等に伴うもので緩やかに行われるため、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。

加えて、本自己株式処分は、取締役及び社員のインセンティブを高め、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるものであり、当社の企業価値の向上に繋がることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
有限会社井内盛英堂	大阪市北区天満4丁目10-15	2,391	12.63	2,391	12.60
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA U.S.A. 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,881	9.93	1,881	9.91
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー)	1,121	5.92	1,121	5.91
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2-1	926	4.89	926	4.88
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	624	3.30	624	3.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	596	3.15	636	3.36
井内 英夫	神戸市灘区	593	3.13	593	3.13
井内 美佐子	神戸市灘区	533	2.82	533	2.81
井内 郁江	兵庫県西宮市	492	2.60	492	2.59
池尻 由貴	東京都世田谷区	459	2.42	459	2.42
計		9,620	50.80	9,660	50.90

- (注) 1. 平成29年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 上記のほか、平成29年3月31日現在の株主名簿記載上の当社所有の自己株式は、1,670,206株であり、実保有株式数は1,669,480株であります。
3. 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
4. 所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入して表記しております。
5. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、平成29年3月31日現在の総議決権数(189,376個)に本自己株式処分により増加する議決権数(402個)を加えた数で除した数値です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第56期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)平成29年6月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年7月31日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成29年7月3日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を平成29年7月12日に関東財務局に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書(第56期事業年度)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年7月31日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成29年7月31日)現在において変更の必要はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

アズワン株式会社 本店
(大阪市西区江戸堀二丁目1番27号)

アズワン株式会社 東京オフィス
(東京都中央区日本橋浜町二丁目12番4号)

アズワン株式会社 横浜支店
(横浜市港北区新横浜二丁目6番地3)

アズワン株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区錦二丁目2番13号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。